



島根労働局発表  
平成26年 8月11日

|        |                  |       |
|--------|------------------|-------|
| 担<br>当 | 島根労働局労働基準部賃金室    |       |
|        | 賃金室長             | 北尾 正樹 |
|        | 室長補佐             | 石倉 達男 |
|        | 賃金指導官            | 金坂 正也 |
|        | Tel 0852-31-1158 |       |

## 島根県最低賃金15円の引上げ 時間額679円に

### — 島根地方最低賃金審議会答申 —

島根地方最低賃金審議会（会長 <sup>たなかつとむ</sup> 田中 勉。以下「審議会」という。）は、県内のすべての事業所で働く労働者に適用される島根県最低賃金について、平成26年8月11日、島根労働局長 <sup>ふるたこうしょう</sup> 古田宏昌 に対し、以下のとおり改正することが適当であるとの答申を行いました。

#### 1 改正額

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 時間額    | 679円（現行664円）              |
| 引上額    | 15円                       |
| 引上率    | 2.26%                     |
| 効力発生の日 | 法定どおり（最短発効予定日：平成26年10月5日） |

#### 2 審議経過

審議会においては、去る7月7日に島根労働局長から「島根県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、その後、7月29日に中央最低賃金審議会から示された目安答申（島根県の場合は13円の引上げ額）、現下の最低賃金を取り巻く状況等を勘案し、専門部会を開催して、慎重に調査審議を重ねた結果、今回の答申を行ったものです。

#### 3 今後の取扱い

- (1) これを受け、島根労働局長は答申に対する異議申出を平成26年8月26日まで受け付け、異議の申出があった場合は、当該意見について審議会において審議を行うこととなります。

(2) 島根労働局長は、異議申出があった場合の審議会の審議結果など審議会の意見を聴いて、島根県最低賃金額の改正を決定し、官報に公示する予定です。

## (参 考)

### 1 最低賃金制度とは

最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

最低賃金には、産業にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、「製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金」のように、特定の産業で働く労働者に適用される「産業別（特定）最低賃金」（島根県では6業種）の2種類があります。

### (1) 適 用

島根県最低賃金は、島根県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

### (2) 金 額

次の賃金は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当
- ③ 臨時に支払われる賃金
- ④ 賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

2 使用者は、島根県最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法に基づき、処罰されることがあります。

### 3 最低賃金法（抜粋）

（最低賃金の効力）

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

（地域別最低賃金の原則）

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

(罰則)

第40条 第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

#### 4 過去5年間の改正状況

|     | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 引上額 | 1円    | 12円   | 4円    | 6円    | 12円   |
| 時間額 | 630円  | 642円  | 646円  | 652円  | 664円  |